

鳥取県新型コロナウイルス包括支援交付金関係事業Q&A（全般）

問1 (7/30)	(様式第2号) 個票等にあるプルダウンの選択肢が表示されず、入力できません。
回答	ご使用の Excel のバージョンによって、プルダウンメニューが表示されない症状が報告されています(2007バージョン以前による報告あり)。プルダウンを使用せず、直接入力いただく方式の様式を別途ホームページに掲載していますので、そちらをお使いください。
問2 (7/30)	(様式第1号) 事業所・施設別申請額一覧のシートのエラーメッセージが消えませんが、どうすればいいでしょうか。
回答	本補助金の申請案内を行った直後の申請様式に誤りがあったことが判明しており(最新の様式では改善しております)、当初にファイルをダウンロードし申請書類を作成いただいた場合は、正しく(様式第2号) 個票が作成されている場合でも、エラーが発生してしまいます。新しい様式に転記していただく必要はございませんので、エラー表示のまま、ご提出いただければと思います。
問3 (7/30)	慰労金、補助金の申請は複数回できますか。
回答	原則1回で申請してください。補助金については、来年3月末まで(今年度中)に必要な経費総額を見積もって申請してください。ただし、申請漏れ等による2回目以降の申請を妨げるものではありません。また慰労金の早期支払いを目的に、慰労金のみ先んじて申請をすることは可能です。
問4 (7/30)	他補助金との併用は可能ですか。
回答	補助対象経費を明確に区分できれば原則可能ですが、併用する補助金によっては制限が設けられている場合がありますので、併用を予定している補助金の所管所属等に個別にお問い合わせください。なお主に就労継続支援事業所等で併用が考えられる「新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金(所管:鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課)」については、本事業の制度周知を開始した7月21日以前の申請受理分については併用可能、それ以後の場合は併用不可(ただし飲食業を除く)である旨を聞き取っています。
問5 (7/27)	一次補正における障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業と二次補正における障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業の関係及び違いはありますか。
回答	目的が異なるものであり、一次補正は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象としています。各補助金・交付金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した事業を選択してください。
問5 (7/30)	普段の報酬請求は代理請求で行っていますが、今回の補助金等の申請も同様でいいですか。
回答	今回の補助金の申請書のアップロードは、事業所 ID を使って行ってください(複数の事業所を所管する法人においては、代表事業所の ID を使用してください)。なお ID、パスワードが不明の場合は、7月27日に送付したメールのお知らせをご確認いただき、ご対応ください。

鳥取県新型コロナウイルス包括支援交付金関係事業Q&A（補助金のみ）

問1 (7/27)	事業の対象となる期間はいつからですか。
回答	4月1日以降です。
問2 (7/27)	感染対策徹底支援事業について、別表1-2の多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はありますか。
回答	感染対策徹底支援事業について、別表1-2の多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているので、それぞれ使用用途により判断いただくことになります。
問3 (7/27)	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。
回答	倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
問4 (7/27)	感染対策徹底支援事業について、別表1-2の「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。
回答	補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。
問5 (7/27)	感染対策徹底支援事業について、別表1-2の多機能型簡易居室について、現在すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能でしょうか。
回答	既存施設を改修する事業については、一次補正における社会福祉施設整備費補助金（障害者支援施設等の多床室の個室化）の対象となる事業であり、本交付金による事業の対象とはしていません。
問6 (7/27)	交付額の上限については、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は実施要綱別表の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。
回答	複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。ただし、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている場合は、該当するサービスのいずれか高い方の額となります。
問7 (7/27)	感染対策徹底支援事業について、別表1-2の多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。
回答	倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
問8 (7/27)	感染対策徹底支援事業について、別表1-2の「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。
回答	補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。
問9 (7/27)	「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とありますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。
回答	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めていません。

問10 (7/27)	障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。」とありますが、通所サービスの場合、1回も通所していないということでしょうか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているとなるのでしょうか。
回答	休止とは、報酬算定の有無に関わらず通所していないことを指します。
問11 (7/30)	感染対策徹底支援事業について、別表1-1 感染対策徹底支援事業において、買いだめしたペーパータオル、トイレットペーパー等は対象になりますか。
回答	単純な買いだめは対象になりません。本補助金の対象は「かかりまし経費」であり、単なる買いだめは日常的に必要となる経費の前倒し支出を行っただけですので、対象になりません。なお感染対策として、手指消毒、手洗い励行のため追加的に調達する物品は対象になります。
問12 (7/30)	複数の事業所（サービス種別）を所管する法人ですが、1事業所あたり1申請が必要でしょうか。
回答	基本的には1法人あたり1申請が原則です。複数事業所の申請を行う場合は、個票を複数枚作成して下さい。ただし多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合は、問6を参考にさせていただきつつ、個表1枚で申請して下さい。
問13 (7/30)	感染対策徹底支援事業（別表1-1）と環境整備事業（別表3）において、例えば50万円の機器を購入する際に、感染対策徹底支援事業で30万円と環境整備事業で20万円のように項目を跨って経費を振り分けることは可能ですか。
回答	各項目の上限額の範囲内で振り分けることは可能です。

鳥取県新型コロナウイルス包括支援交付金関係事業Q&A（慰労金のみ）

問1 (7/27)	「利用者と接する」はどこまで含まれますか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となりますか。
回答	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は県が行いますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。 また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。
問2 (7/27)	「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということがよいのでしょうか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤
回答	お見込みのとおりです。
問3 (7/27)	対象職員について、支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断しますか。7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となりますか。
回答	対象者と支給額は、6月30日時点の状況により整理します。
問4 (7/27)	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象となりますか。
回答	対象となります。 利用者と接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、その具体的な範囲については事業所において個別にご判断いただくこととなります。
問5 (7/27)	慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。
回答	居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
問6 (7/27)	実施要綱（4）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのでしょうか。
回答	含まれます。
問7 (7/27)	慰労金について、ボランティアも対象となりますか。
回答	対象となりません。
問8 (7/27)	地域生活支援事業は、「自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となっていますが、要請せずとも事業の継続が予定されていたため特段要請を出さなかった場合などは、業務を継続していた実態を踏まえ判断してよろしいのでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。
問9 (7/27)	地域生活支援事業について、どの事業が対象となりますか。
回答	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は、障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。 （市町村事業） 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴

	サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 (都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
問10 (7/27)	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の「通訳・介助員」は受託事業者からの派遣依頼を受けて、1時間当たりの報酬により派遣されていますが、そのような者も対象となりますか。
回答	お見込みのとおりです。
問11 (7/27)	慰労金の対象事業所について、国や地方公共団体（独立行政法人国立病院機構を含む。）が運営するものも補助対象に含まれているとの理解でよいでしょうか。また、地域生活支援事業においても同様の理解でよいでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。
問12 (7/27)	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の対象者としての条件の考え方については、「10日間以上勤務」とありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の場合は、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。
問13 (7/27)	慰労金について、6月22日以降に勤務を開始した職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。
問14 (7/27)	自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいでしょうか。
回答	可能です。ただし、利用者と接していることが必要です。
問15 (7/27)	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるのでしょうか。
回答	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
問16 (7/27)	離職者の場合、元の勤務先からの就労証明が必要ですか。
回答	元勤務先から就労証明を提出いただく必要があります。
問17 (7/27)	業務委託受託者への慰労金の支給はどのような流れで行われますか。
回答	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、原則として施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。
問18 (7/30)	法人等の役員も対象になりますか。
回答	要件さえ満たしていれば、支給対象になります。
問19 (7/30)	ひとりあたり5万円で支給された慰労金を、事業所内で再配分し、常勤職員に対しては7万円、非常勤職員に対しては3万円などと調整できますか。
回答	できません。対象者に対しては一律5万円を支給してください。
問20 (7/30)	慰労金の現金支給は可能ですか。
回答	可能です。その場合は領収書を保存してください。

問 2 1 (7/30)	慰労金は支払ってから申請するのですか。
回答	慰労金は原則、国保連又は県からの振り込みがあってから支給してください。(ただし、県からの支給決定通知を受け取ってから、前払いすることは可能です。)様式第 3 号 (職員表) の右側の欄にある支払実績等を記入する欄は、実績報告の際に埋めていただくための欄ですので、お間違えなきよう、お願いいたします。
問 2 2 (7/30)	障がい福祉慰労金受給職員票 (様式第 3 号) の説明文書が邪魔で入力できません。
回答	この説明は Excel のコメント機能を利用して掲示していますので、コメントが挿入されているセルを右クリックし、非表示にしてください。
問 2 3 (7/30)	慰労金を申請後に、施設内で感染者が発生した場合、20万円と5万円の差額の15万円の追加給付を受けることはできますか。
回答	どちらの金額により支給するかについては、令和2年4月10日から6月30日の間の状況をもって判断します。よって、今後の感染者の発生状況により、金額が変更になることはありません。